

平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会等が行う町会等に加入する者の市民生活の向上を図るために市に協力する事務（以下「協力事務」という。）を促進し、もって市政の円滑な運営を図るために、町会等に対し、平成30年度予算の範囲内において弘前市町会等事務費交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「町会等」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 弘前市の区域における字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行い、又は行うことが明らかであるもの
- (2) 次条第1項の規定による届出をしたもの（同条第2項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされるものを含む。）

(協力届の提出等)

第3条 協力事務を行おうとするものは、平成30年度行政事務の協力届（様式第1号。以下「協力届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前年度までにおいて行政事務の協力届を提出したものであって平成30年度においても引き続き協力事務を行うこととして平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を提出したものについては、交付申請書の提出をもって協力届の提出があったものとみなす。
- 3 協力事務を中止し、又は廃止しようとする町会等は、あらかじめ協力事務中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力事務)

第4条 交付金の交付の対象となる事務（以下「交付対象事務」という。）は、協力事務であって、次に掲げるものとする。

- (1) 広報、調査及び文書の配布
- (2) その他市長が依頼する事務

(協力事務の遂行)

第5条 町会等は、交付金の交付の際に付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって協力事務を行わなければならない。

- 2 町会等は、協力事務の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(変更の報告)

第6条 町会等は、町会等の名称、代表者、連絡先等に変更があった場合は、市長に報告しなければならない。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は、基本額10,000円に、平成30年4月1日現在における町会等に加入する者の属する世帯の数（以下「町会等加入世帯数」という。）に700円を乗じた額を加えて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成30年4月2日以後新たに交付対象事務を開始した町会等に交付する交付金の額は、基本額10,000円に、協力届の提出があった日（以下「提出日」という。）における町会等加入世帯数に700円を乗じた額を加えて得た額（以下「仮定交付金年額」という。）を12で除して得た額に提出日の属する月から平成31年3月31日までの月数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

3 第1項の適用を受ける町会等が第13条第1項及び第15条第1項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受けた場合の交付金の額は、第1項の規定による交付金の額を12で除して得た額に平成30年4月1日から当該取消しを受けた日の属する月までの月数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

4 第2項の適用を受ける町会等が第13条第1項及び第15条第1項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受けた場合の交付金の額は、仮定交付金年額を12で除して得た額に提出日の属する月から当該取消しを受けた日の属する月までの月数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第8条 交付金の交付を受けようとする町会等（以下「交付申請者」という。）は、交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、平成30年6月29日とする。ただし、平成30年4月2日以後新たに協力事務を開始した町会等については、市長が指定した日とする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、交付申請書及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項を審査し、又は調査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付を決定しなければならない。

(1) 当該申請に係る交付金の交付が予算で定めるところに違反していないこと。

(2) 金額の算定に誤りがないこと。

(3) その他交付金の交付の決定に必要なこと。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付金の交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、交付金の決定を受けた場合における交付の条件とする。

(1) 協力事務を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ協力事務中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(2) 協力事務の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定の通知)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び同条の規定による交付の条件を平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 交付申請者は、前条の通知書を受け取った場合において、当該通知に係る交付の決定の内容に不服があるときは、交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、交付金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定に際し付した条件を変更することができる。

2 市長が前項の規定により交付金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により協力事務の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他市長が特に必要があると認める場合に限る。

3 第11条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(収支報告)

第14条 交付金の交付の決定を受けた町会等(以下「交付対象者」という。)は、当該町会等の平成30年(度)の収支の状況に関する書類を当該町会等の会計年度終了後速やかに市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、交付対象者がこの要綱の規定若しくは市長の指示に違反したとき又は協力事務を中止し、若しくは廃止したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第11条の規定は、前項の処分をした場合について準用する。

(交付金の返還)

第16条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該交付対象者に対し既に交付した交付金の額が第7条第3項又は第4項の規定による交付金の額を超えるときは、その超える額について、期限を定めて、当該交付金の返還を命じるものとする。

(延滞金)

第17条 交付対象者は、交付金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、その納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該交付金額に弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例(平成18年弘前市条例第70号)に規定する延滞金の割合を乗じて得た金額に相当する額を延滞金として市に納付しなければならない。

(延滞金の免除)

第18条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の協力事務について適用する。

様式第1号（第3条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 印

平成30年度行政事務の協力届

平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付要綱第4条の市への協力事務を行いますので、同要綱第3条第1項の規定により届出します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：35-1664

様式第2号（第3条第2項・第8条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 印

平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付申請書

平成30年度において実施する協力事務について、交付金の交付を受けたいので、平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする交付金の額

_____円

2 町会等加入世帯数

_____世帯

3 交付金の額の算定根拠

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：35-1664

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 印

協力事務中止（廃止）承認申請書

協力事務を中止（廃止）したいので、平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 協力事務を中止（廃止）する理由
- 2 協力事務の中止の期間（廃止の時期）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：35-1664

様式第4号（第11条関係）

弘市政収第 号
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった標記交付金については、交付することに決定したので、平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付金の額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 協力事務を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ協力事務中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (2) 協力事務の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

担当：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：35-1664